

2020年5月13日

公益通報対応業務従事者の定め方 —公益通報者保護法改正法案を踏まえて—

弁護士法人ほくと総合法律事務所

弁護士 横瀬 大輝

1 はじめに

本年3月6日、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が国会に提出された^[1]。改正法案では、事業者は、以下の義務を負うとされている^[2]。

- ①公益通報対応業務に従事する者を定める義務（改正法案第11条第1項）
- ②「公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置」をとる義務（改正法案第11条第2項）

※以下では、便宜上、①の義務を「従事者指定義務」、②の義務を「体制整備義務」といい、両者を合わせて、「体制整備義務等」という。

改正法案は、体制整備義務等の具体的内容は別途「指針」（以下、単に「指針」という。）を策定することとしており（改正法案第11条第4項）、その内容は現段階で明らかにされていないが、本稿では、従事者指定義務の履行に関する実務上の留意点について、私見を述べる^[3]。

2 公益通報対応業務従事者の範囲

改正法案第11条第1項に定める「公益通報対応業務」は、①公益通報を受ける業務、②公益通報に係る通報対象事実を調査する業務、③是正に必要な措置をとる業務の3つに細分化されるところ、そのいずれかの業務に従事する者が公益通報対応業務従事者に該当するものと考えられる（以下、それぞれの業務と従事者を、便宜上、①受付業務－受付業

¹ 【概要】 https://www.caa.go.jp/law/bills/pdf/consumer_system_cms101_200306_01.pdf

【新旧対照表】 https://www.caa.go.jp/law/bills/pdf/consumer_system_cms101_200306_04.pdf

² 但し、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者は努力義務とされている（第11条第3項）。

³ なお、改正法案第12条に基づく公益通報対応業務従事者に対する守秘義務については、中原健夫「公益通報者保護法の改正法案」（2020年4月16日）に詳しいため、こちらを参照されたい。

務従事者、②調査業務－調査業務従事者、③是正措置業務－是正措置業務従事者、という。)

以下では、①受付業務従事者、②調査業務従事者、③是正措置業務従事者のそれぞれの定め方や実務上の留意点について、私見を述べる。

3 ①受付業務従事者の定め

【ポイント】

- 内部通報窓口の設置による受付業務従事者の定め
- 改正法案第 12 条に基づく守秘義務・刑事罰の可能性の説明
- 誓約書の取得

改正法案第 11 条第 1 項は、事業者は、「公益通報対応業務従事者」を「定めなければならない」としている。改正法案の趣旨の 1 つとして「事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく」という点が掲げられている（改正法案の概要^[4]）ことからすれば、事業者においては、少なくとも、社内横断的に、内部通報を受け付けるための窓口を設置し、かつ、その受付業務に従事する者を、予め定めなければならないであろう。

内部通報窓口としては、①自社内の総務部、法務部、コンプライアンス部などに設置する方法、②外部の専門業者や法律事務所に委託して設置する方法、③グループ会社を構成する 1 社が、他のグループ会社に設置されている内部通報窓口を利用できるとする場合（例えば、子会社が親会社の内部通報窓口を利用できるとする場合）などが考えられるところ、このような内部通報窓口を設置したうえ、例えば「コンプライアンス部の担当役員、部門長及び同部調査グループ所属の従業員」などといった指定をすることで、受付業務従事者を定めたと認められるであろう。

公益通報対応業務従事者として定められた受付業務従事者は、改正法案第 12 条に基づく守秘義務を負う。そのため、人事異動などによって役職員が受付対応業務従事者になる場合には、当該役職員に対し、改正法案第 12 条に基づく守秘義務を負うことやそれに違反した場合には刑事罰を科される可能性があることについて明確に説明すべきである。また、守秘義務の実効性を高めるという観点や、上記の点について説明をしたことを記録として残すという観点からすれば、例えば、受付業務従事者からは、次ページのような誓約書を取得することが望ましいであろう。

⁴ https://www.caa.go.jp/law/bills/pdf/consumer_system_cms101_200306_01.pdf

株式会社●● 御中

誓約書

私は、ホットラインの受付業務の担当者として、公益通報者保護法第12条に基づく守秘義務を負い、これに違反した場合には刑事罰や社内処分に科せられる可能性があることを確認するとともに、次の点について誓約します⁵⁾。

1. 私は、ホットラインの受付業務を行うにあたって通報者や調査協力者等から知り得た一切の情報（以下「本件秘密情報」といいます。）の秘密を保持し、予め定める範囲⁶⁾以外の者に対して、開示、提供又は漏洩いたしません。
2. 私は、本件秘密情報をホットラインの受付業務の遂行以外の目的に利用しません。

(以下略)

氏名

改正法案第12条の守秘義務の対象は、「公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるもの」であるが、上記のような誓約書を取得する場合は、守秘義務の対象を改正法案第12条に定める範囲に限定するのではなく、通報者（必ずしも公益通報者に該当しない場合も含む。）や調査協力者等から知り得た一切の情報を守秘義務の対象とするべきであろう（改正法案第12条に基づく守秘義務の範囲よりも広い範囲について、守秘を誓約させるべきであろう）。内部通報窓口に寄せられる通報は公益通報者保護法上の「公益通報」に該当しないものも多いし、受付業務従事者が知ることとなる情報は、「公益通報者を特定させるもの」以外の情報も多数含まれるのであって、これらの情報が正当な理由なく漏洩等された場合であっても、通報者が特定される可能性が高まり、結果的に通報者に対する通報を理由とした不利益取扱いがなされる危険性が高まったり、また、そもそも

⁵⁾ 公益通報対応業務従事者以外の者（例えば、調査に協力する役職員など）から、調査に関して誓約書を取得する場合もあるであろうが、立場によって誓約すべき内容は異なり得るであろう。

⁶⁾ 企業等の社内規程等では、受付業務従事者が情報共有する範囲が予め定められているはずであり、誓約書上は、予め定められた範囲以外への共有をしないことを誓約するという内容になるであろう。つまり、誓約書の取得だけが重要なのではなく、企業等として、規程において情報の共有範囲をどのように定めるかが重要であり、この点については、今後策定・公表される指針の内容を踏まえた検討が必要となるであろう。

内部通報制度に対する信頼を損ねる可能性があったりするからである。改正法案第 12 条に基づく守秘義務は、受付業務従事者として最低限度の守秘義務を定めたものに過ぎないと理解すべきである。

4 ②調査業務従事者の定め

【ポイント】

- 事前の定め、又は通報事案ごとの定め
- 調査業務従事者を定める手順・意思決定の方法について予め定めておく
- 調査業務従事者を定めたことの記録化
- 改正法案第 12 条に基づく守秘義務・刑事罰の可能性の説明
- 誓約書の取得

調査業務従事者を定めるに当たっては、事前に定める方法と内部通報の事案ごとに定める方法が考えられる。例えば、内部通報事案に関する調査チームを組成したり、調査を指示したりする権限を、内部通報制度の担当部門の責任者に予め与えるという制度設計が考えられる。そのうえで、内部通報がなされる都度、上記の責任者から内部通報の事案ごとに調査担当者として調査業務に従事するよう指定する場合などが考えられる。

また、仮に事前に調査業務従事者を定めておかない場合、事業者として従事者指定義務を負い、かかる義務に違反した場合には行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）がなされる可能性があることからすれば（改正法案第 15 条、第 16 条）、事業者が内部通報を受けた場合には、速やかに調査業務従事者を定めるべきであり、そのために、調査業務従事者を定める手順や意思決定については、予め定めておくべきである。

さらに、調査業務従事者を定めるに当たっては、定められた者が「公益通報対応業務従事者」として改正法案第 12 条に基づく守秘義務を負うことからすると、誰を調査業務従事者として定めたかは、書面やメールで、記録として明確に残すべきである。加えて、受付業務従事者の項で述べたのと同様に、改正法案第 12 条に基づく守秘義務を負うことやそれに違反した場合には刑事罰を科される可能性があることについて明確に説明すべきであるし、誓約書を取得することが望ましいであろう。ただし、内部通報制度の窓口で受け付けた通報であっても、窓口設置部署の体制や事案によっては、通報が端緒であることを秘匿したまま、調査業務を進めることもありうる。そのようなケースであれば、その調査業務のみに関与する者は、内部通報制度の窓口で受け付けた事案であることを知らされていない以上、改正法案第 12 条に基づく守秘義務を負わないと考えられるし、そうであれば、上記の点を説明する必要はないであろう（説明をしてしまうと、端緒を隠すという目的を達成できないであろう）。

5 ③是正措置業務従事者の定め

【ポイント】

- 通報事案ごとの定め（又は事前の定め）
- 是正措置業務従事者を定める手順・意思決定の方法について
予め定めておく
- 是正措置業務従事者を定めたことの記録化
- 改正法案第12条に基づく守秘義務・刑事罰の可能性の説明
- 誓約書の取得

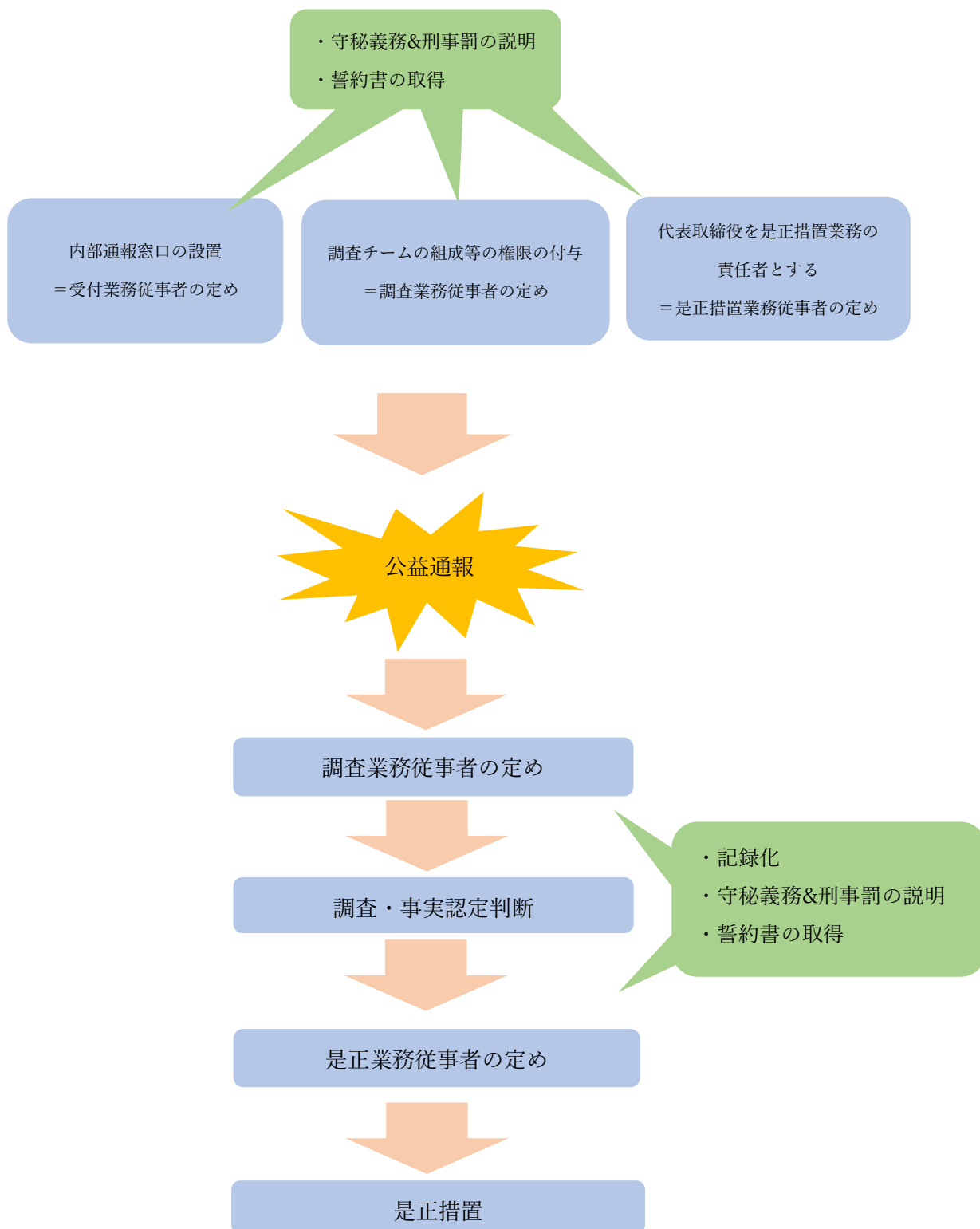
是正措置業務従事者については、例えば、代表取締役社長を、あらかじめ是正措置業務従事者として定めておき、是正措置業務の責任の所在を明確にしておくという運用もあり得るであろう。消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」II.1.(1)においても、「是正措置の実施・・・を適切に行うため、経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を取り扱う仕組みを整備する」ことが必要であるとされているところである。

もっとも、是正措置業務を行うべき部署や役職員は、通報事案ごとに様々であることから、事業者において是正措置業務従事者を予め一般的に定めておくことは難しい場合もあるであろう。仮に事前には是正措置業務従事者を定めておかない場合は、事業者が内部通報を受けたときには、速やかに是正措置業務従事者を定めるべきであり、そのために、是正措置業務従事者を定める手順や意思決定について予め定めておくべきである。なお、誰を是正措置業務従事者として定めたかは、書面やメールで、記録として明確に残すべきであること、改正法案第12条に基づく守秘義務を負うことやそれに違反した場合には刑事罰を科される可能性があることについて明確に説明すべきであることや、誓約書を取得することが望ましいことは、調査業務従事者の項で述べたことと同様である。

6 まとめ

以上で述べた受付業務従事者、調査業務従事者及び是正措置業務従事者（公益通報対応業務従事者）の定め方の一例をフローで整理すると、次ページの通りである。

以上の私見からすれば、指針の内容が明らかにならなければ、「公益通報対応業務従事者」の定め方等については、事業者にとって正確に判断することが難しい。もっとも、体制整備義務等を法定化した改正法案によって内部通報制度の重要性が今後いっそう高まることは確実である。そのため、各事業者としては、今回の改正法案を踏まえて、公益通報対応業務従事者に該当する可能性のある役職員を対象とした教育・研修を継続的に行っていくことが不可避となるであろう。



以上

<著者略歴>

横瀬大輝（よこせたいき）

弁護士法人ほくと総合法律事務所 アソシエイト

2008 年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2011 年早稲田大学大学院法務研究科修了、2013 年弁護士登録、弁護士法人ほくと総合法律事務所入所。

労働法務、企業コンプライアンス、税務コンプライアンス、不祥事対応、危機管理、保険業務、倒産・事業再生、M&A、紛争対応等。著作として、「これからの内部通報システム」（きんざい、共著）、「中小企業の社内調査」（金融財政事情研究会、共著）、「保険コンプライアンスの実務」（経済法令研究会、共著）等。

掲載日：2020 年 5 月 29 日